

FTA の活用について 一般調査報告書

10 月 12 日にバンコクで「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）」の閣僚会合が開催されました。RCEP はアセアンに加え日本、中国、韓国、インドなど 16 か国が参加し、世界人口の約半分、世界の GDP 及び貿易総額の約 3 割を占める経済圏規模の経済連携協定で年内の妥結を目指していますが、各国の思惑が異なる面も多く、先行きは不透明となっています。

経済や企業活動のグローバル化の進展に伴い、2 か国以上の国や地域の間で関税や非関税障壁などを撤廃し自由貿易や投資を促進するため、FTA（自由貿易協定）や EPA（経済連携協定）の締結が 2000 年以降急速に増え、現在世界で約 300 もの協定が締結されているといわれています。

※FTA(自由貿易協定)は関税や輸入割当など貿易制限的な措置を一定期間内に撤廃あるいは削減することを定めており、EPA（経済連携協定）はさらに投資や政府調達、ビジネス環境整備といった内容まで含んでいます。

アセアンにおいて日本は、「日本 ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）」に加え、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムなど各国とも EPA を締結しています。

FTA 等の締結によって、より低い関税率で輸出入を行うことが出来るようになりますが、ジェトロが行った調査（2018 年）では、FTA 等締結国への輸出を行う企業のうち、1 か国以上で FTA 等を利用している企業の割合は、大企業の 64%に対し中小企業は 44%にとどまっています。

TPP（環太平洋経済連携協定）や RCEP など、通商問題として FTA 等についてメディアで見聞する機会が多いと思いますが、中小企業の方にとってみると、こうした制度が自社の経営に関わる問題として理解し難かったり、制度や手続きが複雑で対応できる人材がないといったことが背景にあるかもしれません。

業種別のFTA利用状況（全体、業種別）

（％）

	利用している	利用を検討中	利用する予定がない
全体	48.2	24.3	27.5
大企業	64.4	16.1	29.6
中小企業	43.8	26.5	29.7
製造業	51.2	22.3	26.5
飲食料品	48.4	28.2	23.5
繊維・織物/アパレル	40.0	28.6	31.4
木材・木製品/家具・建材/紙パルプ	44.4	29.6	25.9
科学	59.4	20.3	20.3
医療品・化粧品	59.5	21.4	19.0
石油・石炭・プラスチック・ゴム製品	54.4	19.1	26.5
窯業・土石	50.0	25.0	25.0
鉄鋼/非鉄金属/金属製品	54.4	15.5	30.1
一般機械	54.2	19.5	26.3
電気機械	45.3	15.6	39.1
情報通信機械/電子部品・デバイス	29.6	25.9	44.4
自動車・同部品/その他輸送機器	66.7	24.2	9.1
精密機関	36.2	21.3	42.6
その他の製造業	51.3	22.1	26.5
非製造業	42.1	28.3	29.6
商社・卸売	46.8	27.5	25.7
小売	21.7	43.5	34.8
建設	36.4	27.3	36.4
運輸	29.4	35.3	35.3
通信・情報・ソフトウェア	20.0	20.0	60.0
その他の非製造業	29.8	31.9	38.3

[注]①母数が10社以上の業種のみ表示

②網掛けは、「利用している」割合の高かった上位10業種

今年9月にバンコクで開催した日系企業向けセミナーで、デロイト・トーマツ・コンサルティングの方をお招きし、FTA等に関しご講演いただきましたので、その概要をご紹介します。

関税3%は法人税30%に相当するビジネスインパクト

「関税の数パーセント程度はたいしたことない」と思われている方もいるかもしれませんが、関税は「輸入価格（調達原価相当）」に対してかけられます。

一般的な日本の製造業の「輸入価格」が「税引き前利益」の10倍程度であると想定した場合、関税が3%下がるのは、「税引き前の利益」に対してかけられる法人税が30%下がるのと同じくらい大きなインパクトになります。

特に製造業では、毎年原価低減のため様々なコストダウンの努力していることを考えると、FTAやEPAを活用することの重要性を認識していただけたと思います。

また、関税は「税」と名前がつきますが、経理上は「売上原価」の一部として扱われるため、経理担当でなく事業部の責任で対応していることも多く、経営の問題として認

識しづらい状況にもあります。1年間で総額いくら関税を払ったか管理できている会社も多くないのではないのでしょうか。

なお、関税は出荷毎にキャッシュアウトが発生するため、FTA等を活用して関税を下げる事が出来れば、すぐにその効果を感じられます。

FTA、EPAの使い漏れ解消

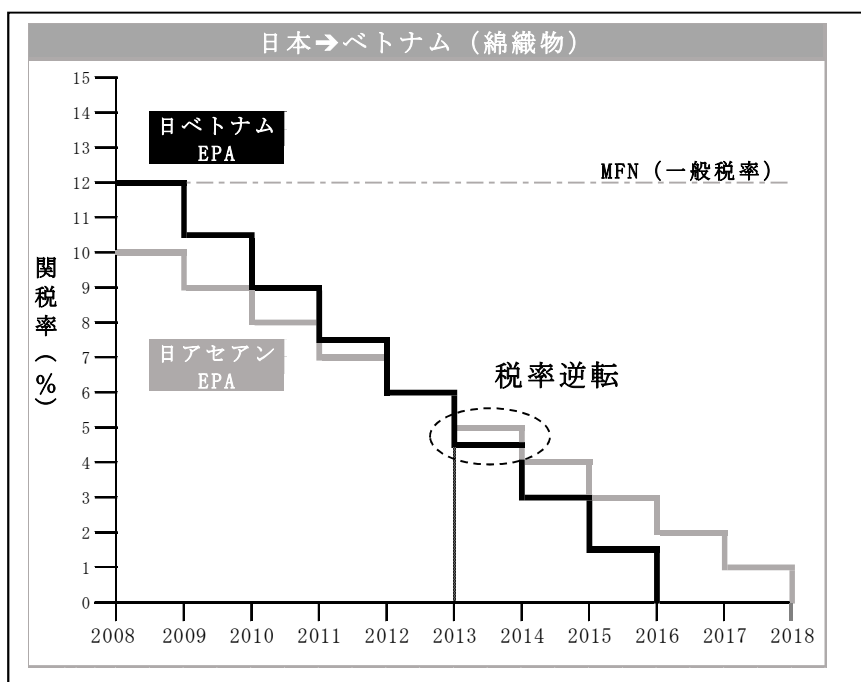
FTAやEPAが政府間で締結されると、自動的に低い関税率が適用されるわけではありません。

品目や協定ごとに異なる原産地証明規則も理解したうえで、原産地証明など必要書類を用意し、製品を出荷する必要があります。

様々な国・地域と締結するFTA・EPAにより適用税率も重層化、複雑化しており、例えば日本からベトナムに輸出をする場合、①WTOに基づく税率(MFN)、②TPPに基づく税率、③日ベトナムFTAに基づく税率、④日ASEANFTAに基づく税率が存在しています。それぞれの協定で、対象となる商品(HSコード)ごとに即時0%になるものから段階を追って下がるものがあり、どの協定を使えば最も低い関税率を適用できるか常に確認する必要もあります。

このためFTA・EPAをすでに活用している企業であっても、使い漏れが発生している可能性が大きく、会社として理解し、使い漏れを防ぐ体制を整備することが重要です。

(税率の変化例)



IT ツールの活用

海外に進出する日系企業は大変多いですが、タイで生産した部品や完成品をインドネシアやベトナムに輸出するなど、第三国間での取引も行われており、そうした取引に、「アセアン FTA」や、「タイ - インド FTA」、「ASEAN - 中国 FTA」といった第三国間の FTA を日系企業が活用することも可能です。

関税率は協定分の附属書「譲許表」から調べる必要がありますが、日本の財務省関税局はじめ各国の税関当局が運営するサイトから検索することが可能となっています。

デロイト・トーマツ・コンサルティングでは「Trade Compass」というデータベースを提供しており、ジェトロでも「Word Tariff」という関税率を検索できるデータベースがありますので、こうした IT ツールを活用することによって、より効率的に調べることも可能となっています。

日本での市場拡大が見込みにくい中、海外に販路を目指す企業は増加しており、こうした中、FTA や EPA の活用は企業経営に大きく影響します。

また、まだ利用されていない企業だけでなく、利用している企業でも使い漏れがないか、再度、制度を確認してみてもはいかがでしょうか。

ジェトロでは、EPA 活用マニュアル (<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa.html>) を作成し、FTA 等幅広く関税に関する相談に対応していますので、国内外事務所にお問い合わせいただければと思います。

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

バンコク産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じましても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。